

令和6年1月30日
〔外務省
財務省
経済産業省〕

テロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象者の追加について

我が国は、これまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1333号、第1373号、第1390号、第1988号、第1989号、第2253号及び第2255号に基づき、同理事会制裁委員会により指定されたタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等計530個人及び団体に対して資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、以下の措置を実施する。

テロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象者の追加

国際連合安全保障理事会決議第1373号及び閣議了解「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」(令和6年1月30日付)に基づき、テロリスト等2個人及び4団体に対し、資産凍結等の措置を講ずる。

1. 措置の内容

外務省告示(令和6年1月30日告示)により、テロリスト等として指定される者(2個人及び4団体)に対する外国為替及び外国貿易法に基づく次の措置を実施する。

i) 支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする。

ii) 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

2. 対象者

別添参照

(注)今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計536個人及び団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室

TEL 03-3580-3311 内線 3307

財務省国際局調査課对外取引管理室

TEL 03-3581-4111 内線 6456

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241